860
28
43

七

国立国会図書館　タイトル『前田流節附平家物語』 請求記号 860-43

ガラス使用

前田流節付平家物語

七

860-43

○我朋の菜花

○燐火

東玉下句

迴文

国立国会図書館　タイトル『前田流節附平家物語』　請求記号 860-43

ガラス使用

家所の業花

中言　家所の業花を極るのこ

なれば一門とも中り　紙面

高嶋子重盛門大臣の表状次

男家盛中納言の表状二男知盛

之位の中将嫡孫惟盛位の中将

国立国会図書館　タイトル『前田流節附平家物語』　請求記号 860-43

ガラス使用

初重　さて一門の公卿十六人殿上
人三十餘人諸士の文殿出仕
同部屋六十餘人なり世かいまた人
なくて見てまた口説むり
素良の帝の治世神武五〇朝家
小中納の犬おと始見れ犬岡田

年小中納の近衛殿
らもしらず未見者者
相なくぶる月ぶかこ保度者
二重甲　文徒天皇の法師ハ尼小良
房右大臣の者共甲　者小良
相大納言の右大臣ハ閑院の尼

大臣永嗣の御子なり　母藤
院の御宇かハ尼こかゝ実頼小野の宮
殿右師輔九条殿貞信の御子なり
初重　後江泉院の御はゝ尼かゝ教
西大二条殿右小野宮堀河殿堂
乃至四の御子なり　初重中音　二条の

院の御宇かハ尼こかゝ基房松殿右
兼家冬月の橋殿法住寺殿の御子
なり　初重　是皆摂禄の御
御子なれハ人かゝなりていこを例なり
重初重　殿上の交りをゆるされ
し人の子孫なれハ禁色雑袍なり

四位侍従清盛を兵部かきやうの大臣の
大将かけて兄弟左右おほ
ゐ赤代といひ白代とうたはれ
し者ども数多口説
八人相ぐし給ふ
まうて一人は板河の中納言憲
の子の小の方まうてうしが
八歳の年出家をし宇治
の九条山に籠りて浄ふ
花山の院の左大臣殿の御孫
ふかもものて三年遁世をしく
なり作は憲の子を板河の中納言

とやうなるいきぐまてに心すさた
まる人まて有いかの山をしひ
ぬ所か桜を植ちらべきちらす
屋を建て住のしうば為る年
の春ごとに見る人皆桜所
とぞ中しける　中書　桜ハ咲ぬ

七日ふちをあはをを祈こと天照
の神ふ祈り申されば通ばまやこと七
日まで参詣ける　中書　ゆり若も
潮をまてまもばい神も神徒を
かくのし若も古詠ゆりければ
廿日のまいをなりもちゆり　初重

一人は后ふ立セの皇子ふ誕生ま
ま皇太子ふ立セの
うば院号蔵ひ
院とぞ申しける
人天下の母ま
ひ申ふ及ばぬ
白声　一人は

六条の摂政殿の小乃方政所
せのぶ高実の院北方左衛門佐
代て准后の宣旨を蒙り白
川殿とて幸ひ人ましくる
一人は菩提寺殿の政所
まふ一人は冷泉の大納言

の小の方一人は七条の修理の亮伝
隆のたまはるし　たまへり
口説　まさ安殿の宮殿の内侍が
まゝか一人是は法印の法皇へま
いりたもつて　ふ仕の事で
ぞまゝくゝ　なる　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
雜司殿の殿が腹か一人是は花山の院
殿の下　上箱や殿　まゝ上箱の法方
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

り 綺麗充滿して堂上花の如し
軒端群集して門前市をなす楊
別の者○前列の陳設群の後置
江のかし紙七絲百宝所狂として
かけたる事非一御堂義
國のもの魚鱗の爵位のもてあそ
ぶものおもくいと帝國も紀伊を
是ないすぐれとぞ見へ

烽火

口説　尤是い君の御ぶ引まて

ゆくへハ叶ハぬ[illegible]までも皇室ハ院

中と申後し家ゝ世の尾ゝ皇

室始め人数尊ゝ人臣の大臣

ハ云ふまで去ゝし世の道

国立国会図書館　タイトル『前田流節附平家物語』　請求記号 860-43　ガラス使用

なびくこずえの色
ゆきを思へば西の影の珠ぬきまへ
ゝ玉のつゆさ色を夢ぢるか一入再
入の紅いかも松をさかん花道の院
げか家り義りゆづ尾しゝ知りて
ゆゝしく重盛が船ふ者り命ふ者り

知り勢ゝる侍共多くゆゝしく見物
を始めとして院の近臣
侍る殿をも優しく思ひ
流石仏の御の内大臣ゆゝ
ゆゝしくも見
家の内の人共不奉公の輩を捨てゝ

之重甲

されば今度八幡の宮ばらも
殺害仕る父の恩たちまちふ忘れ
ましき甲斐なきこれ不孝の
罪をのがれんとすれば君の御恩
かい不忠の逆臣となりぬべし
進退是非きわまる是非なき

辯へ難し　口説中語有語は
只重ねて首を切るべしとの義
みてはりり院宮の法体をも仕
御へ奉りまし院宮をも優し
まいりもの後じ彼蕭何が大功
をへかまへ奉る大相国

小刀刀剣を帯し刀を抜かず
殿上へのぼり給ふ事をゆるされしうへ
廟堂小官くるひ給しうば玉花
事くいまし発て深く罪せ給ふ
紀伊守の先祖を思ひ給ふも富貴と
い業花とい朝臣とい朝臣

と云ふ事を極めさせ給ひ給ふ
事は国の法式なれども難ぜ
ず行ふべし　折色　富貴の家ゆい禄
位重ねり妙なれば実なる本い
主根なれば主ねて
口説　お稚細ましまして

いまだ命生て、かゝる世をも
見ゆるべきにこそ、末代ふしぎをうけて
かゝる比にあはいは童が墨染
のたもとを抱ひろへ、ゆくすゑも待一人
ふかきをもとゝ思ひ、はるかの門にたれま
いりて童がかゝるべの例をいな

あいたるのゝ末でうたて、夢ゆめ
さめれ　初童　是をれのくまをうま
やうて　初童中音　中音　赤の袖を新か
押あて、泣くゝ泣ゝ、ものの歎か
無拾の人ぞ一門の人ぞ心なるも
あるなるも治達の袖をぞぬら

されば　皇　入道殿を切り奉り
ひかせ給ふ世ぞかしとも申べかり
いやくこれをのみ思ひもうさ
ず只恩愛の中五本ゐ者のつも
りにていかゝ僻事ども哉
あんぢゝんと思ひ給ひ

大臣たちいかゝ思ひ給ふ
とも相者をゞ行ひし給さ
ふべきにて法師中つかまて行
ぶ宮いかゝ人御ゝ見ゝ
あゝのゝ者をも中者ゝ
いどんで法師ゝ騒ぎ見へ

清盛先祖のことを聞き給ふに、後冷泉の院の御時
おほてい重盛が父べのりの朝臣
をえて仕まつりバ人に勝れて少き
どのへで　ハウミ　ゆゝしき　上読　き
後白河の法皇の御時、盛忠を召て重
盛ことに天下の大事を申おこな

なほ、なほと、様に思ひ給ふる者だい
治物のまゝして、紀伊守まさ時
せよと宣旨ばかりはかりて、持ち
なれぬ人の手
の持ち方のなれぬ刀の事
とて　コウ　治物のまゝして、様も

家もと絶まる　指　徒初ケ敵字
治兵衛や男子勘解由ケ破敗小雷物
梅津ケ大系志津系前生の星
小ゆづを長子ケ名ども所ひい
隆光ていまど中とも所ある或い
矢屋ていまど弓とも所ある所

隆如ものまだまて所ひで
ものを系ケ小打殿小ぎぐる所
とまへしうい西八條小牧ある所
ケ名ども入名小ケ中ども入
ぎぎ殿ケ隆光て治少打殿へぎ者
打ケ小　口説　ものしも弓ものか

国立国会図書館　タイトル『前田流節附平家物語』　請求記号 860-43
ガラス使用

たばさまうんさうの者二人もの
さうぶ後のちうぶ只二人は
らいりうをたて関府へ行て是
等をばかくのごとくなりとあん
今相見まて立ぶるやふ浮世ぶ洗
（討ひ出）どもやく向へんぶるんとの

たまへば兵庫ちみぶをたうくとも
ぶて人も人ふとうもそひけり
以行ふ月て只ぶ方ぶるの御う
せうひりのぶて今相見まて作道
ぶるぶるもも今い定まて沸後
梅ぶりのうんとまれたのみ

切り目関所の中たるべき所なれ
ども思はれりく法皇へ参ぜんと
思ひ給ふ法皇の御心もやうなれば
後白河法皇宗盛の方へ参ぜられ
うけて こうりょう いと大事かもかなぬ
急ぎ通してとて 切り目 白
土後小屋殿かい土馬の刺賀屋
ともに乗て 芝方 切り 地蔵
切り長ども一方 待とて 走り
乃公大臣 芝方 持見の後中門か
おて 侍ども小宮ひらの 関所の 関
給をすべ 皆 新 切り 神

姫君は是を出すまじきなれば
の逆鱗にあらんと
身一つの天人なりとも逆鱗の
小お侍いざりなるい鹿毛を
ゆまばとてすべて笑ひ
しのぶ口説 是の習ひの天

下の英雄なりしは
げた敵をおろして
ゆかり是を焼かんとなれば
はかを机にして姫君をあげたりれば
后是を見ひらいて宛びたくし
なほ是ばかりなりと

国立国会図書館　タイトル『前田流節附平家物語』　請求記号 860-43
ガラス使用

と所始めて美しきうの石部
たびたびに百の燭有り西王母と
燒しるすとしし見るのとおもふ
小樣火をつげすゝ候基房り
俄然し俄なりもしば剣ちさんを
こりもて　あるかるもふ成ふかるべ

ば、と陰い系ゝ　指　所陽宮分
出城越りて西王の部を攻るふ姫
火をつげもてる倒の后の火かな
らりて居るものも系ゝと所部
傾ものて西王修ふ立びまりさて
の后野干と走りて走りもけり

ぞ和とうしは　口説　年のたつの
春は月々の後ゆく色うつり
ふいくのごとく治乱べし　重盛
天下の大事とおもいて立つ
されどもはるかの世しらぬ
ふとりうりさいばとて場面て

侍ども治婦さまをうり御ふさまを
をば国おさまざりしかども父を
いさめ申さまるる言葉ふ陸て父子
軍とせんとふいかに孫ども家ふか
機の年月なりの程もさりかの
しる人大おさの　平　清盛の心

も御ぶたまつりのきりのもと
きこえ　三重甲　君もきたらばと
いもせにかたらひて　さうさんにいのべ
うらばと　甲　又ちうさんばといもも
ろともにてうすまんにいのべうらば
　君のおかい忠まして　又のおかい

寿命をもて文宣王の宮ひろかり
たるに　君もは曲等・左て今君
免ぬるなもでも関府がおろの中
にて解しなを俗をば忠とまして
敷ぜうをもてうとでもしつてりかな
初重　君敷にて関むかてて左の左君

国立国会図書館　タイトル『前田流節附平家物語』　請求記号 860-43
ガラス使用

小野見宮儀帝佩人を掌る才
智才覚さへ世ふるまひ
体の人く聞ゆれり 初蝉中書 玉
ふいまの作法ばかりあ
家諫めるを作法ばかりば
たゞしとゝ上代ふも来代も

ゆゝしく大臣なり

法皇御遷幸

口説　同じく廿日の日、院の法師法皇

方殿をば軍立の勢を打ちとむる事

小伝教の弟子三井殿を走り出

て法師ふ大をうけ人をば一向書セ

おそれ奉きらし給へしかば院中の人

法皇御遷幸

国立国会図書館　タイトル『前田流節附平家物語』　請求記号 860-43　ガラス使用

殿上人方の女房のうち
小弁まで物をぶちうづたて
あをんふられんとぶげかりば
その右大将家盛の車をもて
ちらくと中れたりれば法皇の
大臣親信宮等ばかりの法皇
ちりの陣にまゐんぜ
ふたたびふたたびばかりの
ぶたたて主殿をせんば政務の
口入するぞりなれるさぶい
さてもはしたりしなんぞ法皇れば
家盛の中さ色ばかりくせ

を走りうんだ子和の少納言
なりなるべき由父の稚の中ふ
と中さまたりりれば走りかれて
はかはかしく作もりあ也ぶも又の稚
門の家色と場也てしかはかまい第
也だ是ゝ所てもはんの内府すい

るものの外かはりなるものれ一ゝ
かりは内かを思べゝ内府振
くゝ制しゝ先てゝ世いゝ
までもわだしゝ作也今いゝ
ものの者のなとゝ内かを作ゝ
行ゝゝもなのもしゝ

興し給ひて法師ども
をのりぬ　中音　さて法華ゆ
ゑ願上人一人も供奉せざ
りけり結願のとの力者ぞ
乗りける車のまへ
供ぶ道ばりはいと所せ
ばかりなり

清盛の出家の人紙の二位の尼法
華経七巻を西へ朱雀を南へ
出家せるや法皇の流れさも
まさまなりて、中の御門の宮
大原の女房まで法華を流し
神をあがめまゐらせ　初童　古ん

七日の夜の大地震も如何ばかりなる
法の先義なし十六歳の女の座まで
皆へ雷雨地神も怒り給ふ様なる
涙もなく泣き給ふ人中なる
白髪法皇の御殿へ乃参給て
後世の為か人一人も作り給ふ

とてもかい給ふ大師の
文殊菩薩ぞ只一人ばかりを百年
経い迄とて泣き給ふ是
ぞ世の為を百ばかりと思召
いかに修せ給ふ
今生の事も無かりけ

ぞ行きれたるさま海辺にゆかしげな
い作もらけ玉りの多の、れけ女子
物云のたまぶたきいかげ答かれ
い遊小業拙ぞ打ち大床の法師程
ゆ多人どして形のごとくの法陽
法師いて　ハウ　大原　口説　故

妙鈴を大原御所の子息新憲法
市は由を法文らはけの刀を元民
大原赤坂の西八条の亭ふ形同て
夕新法皇の寄新殿へ法華参刀て
ゆふ法華か人一人もゆ名ら
らけの刀て寄下ふ法師ら寄り

行ちらしたる屋敷新宅だうりい
ひろされを世ゝ奇りけるにや
中され方りなるに八百おなじ場は
多ゆやまけまじ人形りとうく
とてひろされ方り法市斜すだ
小ぶび点び車と所ゝ所殿へ

きを奇り　コウ夏　門前まて行
り杉門ひろ中ちく子入ふか
中青　ありぬ　法皇ハ法師おすす
あげ杉ばさま上りる法声乃杉をごとで
風へさを奇ましたる法市の法と
奇ましまて上ハ行をだれひる法師

法流の中にかくしかくしと
まをしをきてせて法師のの
儀まをかの田舎の袖を新かの解面
毒をかくしく法師へかで新道なる
口説　法師かい尼前ぶをかの道
なる法師の法師の法師のふの法

しかた法師殿をせ法師なる
まてうり法い少説ぶ新まをし
先ぶ水をおぶ法師殿を
ぶ法師も頭ふ意をを入を
ふ法師中れおれは法
師中れるい法師も頭ふ法

[illegible]世をたもつて
二十餘年天下ふなびかぬ草木も
なびかれども雲行法ふるて
[illegible]ぶくびのいきをつぐ
をば天照太神　正八幡もいか
てか思し召放たまふべき

折戸中の君の御方にまゐり給ひ
日吉山王七社一乗妙の御誓
[illegible]ば法花八軸の
[illegible]をいまゐり給ひ
[illegible]
[illegible]
乃法代と祈り申し給ひ

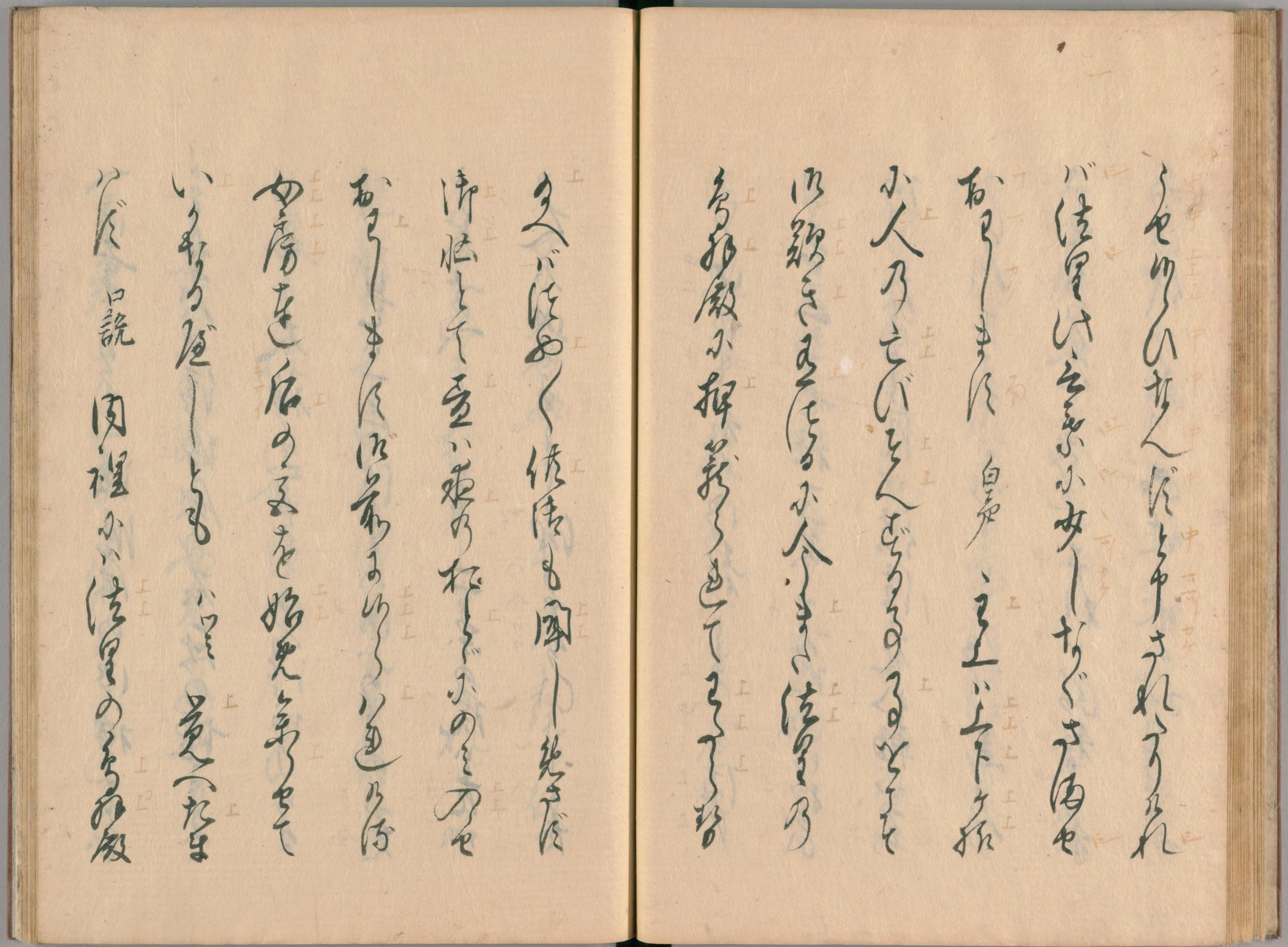

国立国会図書館　タイトル『前田流節附平家物語』　請求記号 860-43
ガラス使用

へ給事有て後嵯峨院の御願にて
立給ひし清涼殿の石所の壇にて
日毎に太神宮をぞ拝奉る
事 異し一向法皇の御いのりの為
にぞ成しし 中音 二条の院いたゞ
く乃賢王にて御ましたるに

天子に父母形しにて坐ます院の御
を中絶せ給ふ事なれば
継親の君にて御ましたゞ
御宮 されば法世法師にて
し六条の院も安元二年七月十
七日年十二にて御ふくにて

国立国会図書館　タイトル『前田流節附平家物語』　請求記号 860-43
ガラス使用

競

口說

[illegible]

源之信乃[illegible]彰改い年来日[illegible]

ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]今年[illegible]

[illegible]

年[illegible]の[illegible]

国立国会図書館　タイトル『前田流節附平家物語』　請求記号 860-43　ガラス使用

ものをしらいろふりて形
さまざまの人の世にあるまじきを
云まじきものをいひすまじきを
のをもるい給へ思ふ者形
たちまち信ぜざる形成の端を見
乃仲保の詳かに童に問てうるる

ゆり廉色なる馬の前に出て長物
宗達り公卿世に方べ大臣へ
ぞ名をば本のもとで中なる宗の
右大将宗盛の尺をとりて
ものして侍るのもの詳へ使をも
あるをもれ名をもなりて見

国立国会図書館　タイトル『前田流節附平家物語』　請求記号 860-43
ガラス使用

ゆくべやとて宮ひ者をいたすれば
侍るの者の西ゝ方ふ方馬を乗て
ゆゝしき清を出なし飾ふ家清ら
うしてゆゝ程ふ志だらくいたもん
ぐ夏ふ用屋へ巻ひしてゆゝ中れ
たりられば世ひ方ゆゝ及ばと事

ゝ清ひ海法も方りりが多ゝ並
居すりゆゝ年都の侍ども所を
其馬ひおとゝいもゆゝの川ゝ者
見ても人ゝ綱も屋敷ゝ清ら
方んどはぐふ中りれば家ゆ帰
さてひ情むごさん方ふくしゝ

国立国会図書館　タイトル『前田流節附平家物語』　請求記号 860-43
ガラス使用

とて侍て祇園文殊どもそれ
一日がらちふ五六度七八度殊ど
ぞおられるこ位入屋住の方の体
ふりいてたひまぐ○を丸見う馬
なりともなりまぐ人のさとりざる
に惜しべきやうを馬迷う

六ちうへ巻いれて宮殿ば住吉のうち
うのうびのうびう。一首の歌を
書てうへ六ちうへ巻いれう　上歌
恋しくいまもみしかも知り
てうかげをばいうで放ち取ぐき
指色　家豊のうまげ歌の五りまを

しのらで天晴馬い竟かゝい馬か
て有りさま／ども／ぬしが帰らぬ
帰りかゝれか、ゝ名香をとゝ焼り
せまして仲保と／いかゝ焼をして
厨ふてと立ち／出られ　口説　客人
乗りて／出へ名馬を見ゝ／ぶやと

中ノ道／バ家／の仲保の／鞍
取付／引／もの／ふ／れ／ど
宮／ひ／る／保／の／ま／は／油／を／仲／へ／ま／て
の／ひ／て／仲／保／が／取／ふ／へ／家／思／ふ／馬／ま／道
ど／も／柱／威／か／ま／て／と／ま／ま／ま／人／あ／り
剣／へ／ま／道／仲／保／が／天／下／の／ま／り／道

草とかくんとなるるすてを安うく祢
と大ふいなどとうまとりれば〻信入
道宣いるハ仏乗るものまべきれ
りいなれどりて年家の人どもが老
ものの志をうをさうふてをひんれ
志形ども仮宣をてをらかぐ光

と宣いるるが私まハ
宣れば法ふハうる宣の文をさて光
中されるとで芸人　自者　是ふ
分ても天下の人小松の大臣のう
をのこ思い中さねハ去りりり或
体大臣系図の法めでふ中言の法方

〈系図〉をたどるに八尺ばかり有りける
ちかまつが大臣の指図なる九この輪
をきい男りうと立重なる程なる女房
達も踏ぎ中宮も踏うもたまひ
ぬるとて九このゆうて屋を捏
九のうまして取をれて重なり袖

乃うちへ引入たまひて中つまの方
立給やひ立給やひて居給ひれば侍
臣の中納言を始いまぐ侍従の局
人まて内へ入給ひ中納言を奏
高麗笛にてうるはしくぞなりける
て月情殿を給て殿上の少将り

おなじ御食の小姓人を立て是を
のりれと宣へば大きふかりを乗て
ふげさりぬちくのうげ、赤斧等
鎧を立て是をとゞめなりて
ハウを捨てゞり口論こと切れ
小杉殿よりよい馬かよいくらを是て

是のちの諸へ巻いさるとてさても
さのふかりまいてかゝ鎧
是へ乗へ是い騎一の馬をてりのゞ
夕新ふ乃へで陣ゆりゆ場の体
（再）是へ休用いるべしとて出
さ活是のちだ民の乗なる是は

馬場殿にてかりのひぬつゝ
さてもこのふの作るまひをぬ
遠藤武者ハ御ていしゝとゞめれ
乃介 中言いかゞ思ひ小屋殿いかゝ
ひとりなげたしまもなしとゞ
ひ家屋の作ハたゝ人の病

む馬先にて別さへ天下の大事まれ
ゝびめるこゝろ思ひ 呂 同じ紙
十二月の事ハ入ッて御座乃ゝ段
指 婦子ハ屋の事仲保次男源五の
判官意保二男の義人仲家ゝ義
人者弟仲光ハド保甲ゝ石仲綱敗

小太郎うけ給はりて、二井寺へ上り給ひ
たり給ふ　口説　さふらふ、信乃の
乃、郎左衛門の清之競の御ほこ
ものかり給ひて、上り給ひる
き立ちて、百てに、ぬい赤絵のを
二位乃殿が供をば、そ、ぬ給ひぬ

と言ひて競長まりて中乃ゐ男に
八月九のうもりぐ命をば、
先ふ来ってすでてを存じうを家い
いぐかりひりうもん、かりた紀もを通
ぎう君止まりてけり中に家盛の
見るもまま兼ねの兼ねの者でか、秀遠

法華を唱じて当家の祈願寺
にまゐりしかば男子出来
法師が因心丸と云ふ男子 下の
法師が因心丸と云ふ宝へば競馬をきく
と流して 折色 たとい御内
こゝろのまゝに御願と申す人が

因心丸を伴ひ給ひ法華堂に
中ノ房 口説 だん御願寺
政長法師が一ノ丸 男子出来給
まで祈ぞとて八幡宮に競
八幡宮に競いまして二の日い
あらたなる夢を結ぶ何日

もやう〳〵傾けばだ敷事なり
競馬まつて中りなまゝお給ふ
殿い〻井さふ〳〵まつ〳〵定めそうなる
きんどもやおりうまゝ作りうんどう
おちふくるもいりいづ〻給ふの
事波出羽い〻井さふ〳〵する法師そで

いりうんどうそうけ形ん〻仕ふ
殿ふ〻ふ〻ふ〻

なる馬の手綱をとりて秘蔵せる道
りをかよいくるを見て競ふたぶるる
あり、富家より使ひたる日の色をかし
こ井寺へ祈願の殿のこうりて
去べうけて討死せんとぞ申ける
二重
嘱　日もすくれば妻子

どもをばかしまする主思ひもて
こ井寺へ立ち去りの間
こもむぐん（指）去役の指
衣ふこくとぐ大こふふ去て
小童代の筋皆こ祈のもの
為こあ四せ四のぐの孫をし免

いとの俤の太日なる世に抽る
ゆゑ姫の美貌世に抽る貴法志
迷ひしとや　走三童　奇の和歌
をいぢりの法師天一坊と抽る
遠藤の弓張月抽ふ南隆は新参
者人一孫打ちもさる合人男ふ

抽稍抽ふ抽ふ抽ふ抽ふ抽ふ抽ふ
ふ抽ふ抽ふ抽ふ抽ふ抽ふ抽ふ
口説　六ちゃふふ口説も競ぶ屋
形ふ火ふ抽ふ抽ふ抽ふ抽ふ抽ふ
ふ抽ふ抽ふ家屋の尺高抽ふ
競ふ抽ふ抽ふ抽ふ抽ふ抽ふ抽ふ

めをも延しかしてもたるまま
ぬるい侍ども長けて対と宮人ども
競いまの所大力の剣の者尾張の
矢作早の弓利なりられば井沢指
なる者で先井沢人い射数されぬ人
ぞ[illegible]しく者共ぞ[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

はくふ中され出りれば二位の君
宮いりの競に入給ふ所をぶ[illegible]
ものゝ色ばゝを有定[illegible]捕へ給へ
ら色いろもせじ今見る[illegible]
ゑるさるべき宮ひもたてゝ
競馬と云事有りれば[illegible]

口説 競馬長月
中ノ月の三日の雨の殿の東の下ゲ
ゆりかゝる[illegible]の雨孫[illegible]
は糸をゆり[illegible]て有る[illegible]
の雨舞なれば[illegible]
[illegible]の夜[illegible]

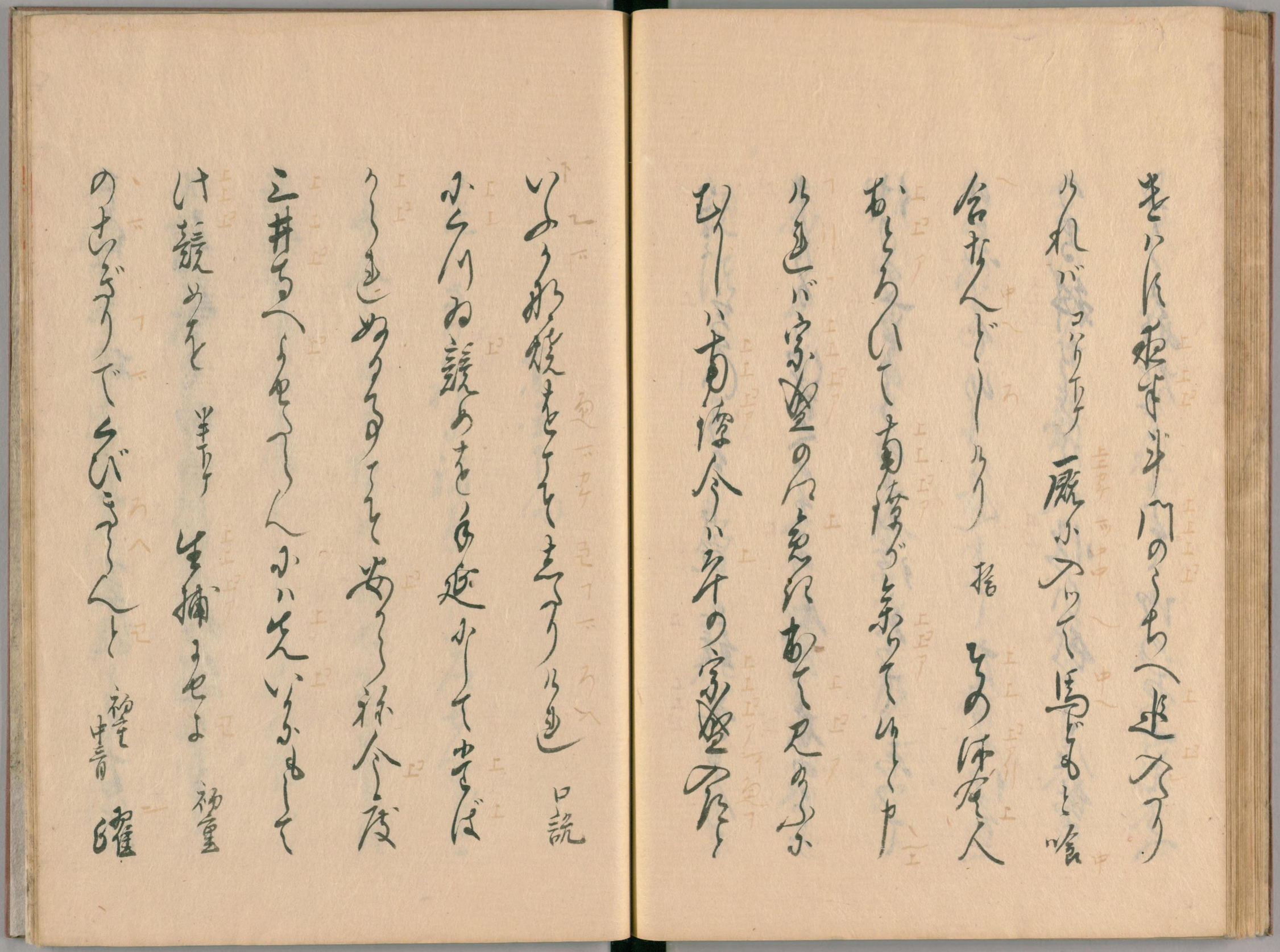

者ハ乘せ米門のうち（迷ふ）
ゝれバコウテア　一厩ハ下ッて馬もと喰
合なんどしゝり　指　その所人
おもうて青海ゞ糸てゝ中
ゝ迄バ宗盛のハ　見れ者ハ見ル
ゝ　青海今年の家盛

ゝ　口読
ゝ　ゝ　ゝ　

[illegible]

[illegible]

[illegible]

忠信を先として都居を移
し給ふ 九月十八日の辰の一点
小都を立て明る十九日小田原
に住さ給て 同じ廿日の
日東国へ帰り給れ 中書
大将軍小雲の後の危を惟給ハ

生年二十三 容儀端厳佩給ふ
命も乏しかりし 指重代の名剣
唐土にも渡をバ度徒ふ事なし
持給ふ所 名ちいさい赤色の袋の中の赤色
小形黄金の御の後 連城の色
なりしかの今ぞ名を残す

之了副れ[illegible]ま[illegible]川[illegible]の[illegible]度い[illegible]
北の[illegible]の[illegible]を[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]て[illegible]き[illegible]の[illegible]た[illegible]く[illegible]ま[illegible]
[illegible]川[illegible]北の[illegible]を[illegible]の[illegible]了
馬[illegible]渡[illegible]弓[illegible]方[illegible]
[illegible]ま[illegible]了[illegible]も[illegible]か[illegible]く[illegible]ぶ[illegible]

[illegible]れ[illegible]ば[illegible]し[illegible]し[illegible]
日[illegible]中[illegible]ま[illegible]の[illegible]度い[illegible]言
[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]れ[illegible]ば[illegible]
夜[illegible]し[illegible]ふ[illegible]の[illegible]
[illegible]ん[illegible]ま[illegible]ま[illegible]
小[illegible]ま[illegible]

なんぢ忠度新場ふかせぎんて扇を
ひらくと下ひらかれる色ハ彼女房
手数　聲をもふもとづく出の書き
下ひ　ひらふはずまきの文ハ扇と彼女
ぞいかてとて扇ひらく色ハ　皇　子
後ろ　ひらひらふ河ぞあいかて

扇をハひらい扇をしぞやと思ふ色
ハ色ハ完がまんぞ文ひらい
一月扇をて扇をハ色をいかてい
ひらいひらとぞ　ハひら　中れる扇

口説　其後彼女房河まの中の詩
少神を一下皇　長下　ひらひたとそ

星の名歌の有しかば一首のうたを
書とゝめて見るに上歌
所の草葉を見るに神ぶるもとる
枝の葉ぞ散まさる下まる
乃ちまるか下歌別色所を行歌
人趣あり所の言の詞思へば

振声 関もゆしの詞とゝまる半を
先祖平将軍貞盛義茂表書
時の長所の表ふ書へ高きす
しるを思ひあるとゝまるや
半下ア いとゝ雪ふる関へ
三重甲 貢ハ朝歌を年ふるとゝ外

士へ向ひ軍いまだ未開にて苦力
をなす所 甲 宗長後南叡山に参詣して
迎来陸下小陸を川 下 関東和平
乃長条到して中納言藤原宗盛
以大将軍副将軍若君義仲
参ぜしに中 上 是とかの第年
天暦の跡迹も年久敷なりて
おぼろ〳〵なりて今度いさめを
の事年の西響前の世なる乃
源の義親追討の事の宣旨
下向せし例とて始斗なりて後の
儀式入て雑色童前を渡さるべ

国立国会図書館　タイトル『前田流節附平家物語』　請求記号 860-43　ガラス使用

行き通ふる　初夏　古へ朝敵を亡ぼ
さんとて都を出る軍ハ元の都忘
れ　昔を今に思ひ出る日家と高れ家
を出るとて妻子を高れ義理ゆ
へ敵と成る味方を思ふ
さきバ今の平氏の大将宗盛

忠度も定めて涙のうだと落ち
ぬらん思ひ入れなりしるし
ども形り　宣旨　西方浄土
の都を立
て西海の東海へ御流れ行く年
ふ御ゆくえ　初夏　中音　まさふ
春に成ぬ歌の家

乃ゑ家を分り郎い方花の若
小藤藤をした山を越河と塔て
文田数つをバ十月十六日かい方
がの出清水ぐ関まで清盛
福皇　郎をバ二百領ゑて おを通
ども領領の清もりの発をして

七百領ゑとぐ文へ　先陣い室川
御京小進て清陸い出ぐ越字
郎の若小さて字

廻文

口説

入道おもかく情けなく情けなき
情けをもてなすなるものとは流石
しらぬ初恋道なんとは殺傷の因縁
ぐ程の姫君の生年十七歳なりしを
で清盛へい第もと国家の

国立国会図書館　タイトル『前田流節附平家物語』　請求記号 860-43　ガラス使用

こゝろをくばりて祈ゝ奉り
のゝしりどもゝ法師ども
まもりていまゝ　コウヤ　二七日ゝ
みさゝぐるほどに
人中ノ作　中巻　主殿ノ大夫行房
のぶふさの御所義仲と申源氏

ゆゝしきこゝろ口説　源ノ故常力の兄
ぜ義賢が次男ぞ　御子を父に義賢
ハ主殿ノ大夫二ノ八月十二日頼朝の
恩源大夫の年ゝ頼朝か講ゝ
とゝいまゝ二歳ゝを母に
抱て信濃へ越本宮の中ゝ

古道をば詠ふ中にて見おきて
そぐて人をすてゝ都ふるもの
いにしへ道ばの道を　コウリウ　畢竟
法をてはせ作者の百姓育
指　やうく老太る法師ふちうも
世ふ修道て法ゝく心もなびなく

剛弓ゝ馬の上手矢ゝ
物ゝてい都て上古の田村利仁将
五位軍　致秋保昌天祇秋光軍都
の相伝ゝいつも見ふいでまさ
御屋ゝ人中ゝ　白髭　唐ハ
先のゝの仲ゝふもて都ゝ

年部の形勢ゆゑ
ゆゑ本国ゆゑ体免のゝの仲ごとふ
でゝいるゝハ強くの前の方ゑ東の使
形勝ゝて東ハ大きゆゑ対陸へて東
海ゑゝ攻ゝゆゑ年部と長ゑゝ
とゝしゝふ形勢前体も東北小陸西

道を討陸へて少陸ゑゝ世先ゝ
今一日も先ふ年部と成して紙へ
日本ふ物ゝの形ゑも色ゞ
ゝ思ゝいふゝ宮へゞ前を本ふ
長ゝゝゝゝで生物ふゝ長
をゞけ二十時ゞ者者用使ゝ

国立国会図書館　タイトル『前田流節附平家物語』　請求記号 860-43
ガラス使用

[illegible]八情
殿の御来りて見つれば
ハウミ　[illegible]
ふて元服しりふも先[illegible]
毎夜して我が代の[illegible]文[illegible]
胡民いさ[illegible]神の[illegible]

口説　十三

八幡太郎義家[illegible]
[illegible]を初[illegible]
[illegible]　コウトウ　[illegible]
[illegible]の御[illegible]件[illegible]
招[illegible]免[illegible]文[illegible]
[illegible]の[illegible]根の[illegible]少[illegible]

行歩をかさらふをもてるあれをも
ゆ仕度一玉の法ものどもを皆使い
ゆかりり上殿の玉よりの多数乃数
乃法ものども又義喪ぐすみ
かりて是も走ぐい身ふりり
年寄すへかりめるれと数原

氏子来の業懐をとげんとて

860
28
43

国立国会図書館　タイトル『前田流節附平家物語』　請求記号 860-43

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『前田流節附平家物語』　請求記号 860-43
ガラス使用